



認定番号R2-2-1号

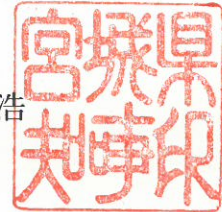
宮城県「新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を図る者」に関する認定書

所在地 仙台市太白区郡山4-10-2

氏名 株式会社馬淵工業所

地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を図る者として下記のとおり認定します。

宮城県知事 村井 嘉浩



記

認定に係る新商品 又は新役務	マブチ・ハイブリッドボールⅡ
認定年月日	令和2年11月13日
認定の有効期間	令和2年11月14日から令和5年11月13日まで
特記事項	認定番号H29-4-1号の継続認定 (前認定期間 平成29年11月14日から令和2年11月13日まで)
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 今回の認定は、県における実際の購入、調達を保証するものではありません。 2 今回認定を受けた申請書の記載内容に変更等が生じた場合には、所定の様式により知事に変更申請を行うこと。 3 認定された新商品又は新役務について、隠れたかし等により地方自治法施行規則第12条の3第1項に定める認定の確認事項に適合しない恐れがあると認められるとき、その改善について必要な措置をとるべきことを指示することがあります。 4 上記の有効期間内であっても、次に掲げる場合には認定を取り消す場合があるので留意すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 認定された申請書の内容に従って事業を実施していないと認められるとき。 (2) 地方自治法施行規則第12条の3第1項に定める認定の確認事項に適合しなくなったとき。 (3) 偽りその他の不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。 5 認定に係る内容や事業実施の状況等を確認するため、必要な報告を求めることがあります。 6 認定に係る新商品又は新役務に関する商取引等を行う場合においては、「宮城県特定随意契約制度認定新商品」又は「宮城県特定随意契約制度認定新役務」であることを表示することができます。 7 6の表示をした印刷物等を作製する場合には、実際の商取引等に使用する前に知事に届け出ること。